

役員等報酬規程

社会福祉法人ふれあい福祉協会

(総 則)

第1条 社会福祉法人ふれあい福祉協会定款第8条及び第21条の規程により、役員等の報酬については、この規定の定めるところによる。

(報酬の支払)

第2条 理事長の報酬は、その全額を理事長に支払うものとする。ただし、法令に基づき報酬から控除すべき金額がある場合には、その支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

(報 酬)

第3条 理事長の報酬の年額は、5,000,000円の範囲内とし、理事会でこれを定める。

(報酬の支給日)

第4条 報酬は、年額の1/2分の1の金額を社会福祉法人ふれあい福祉協会職員給与規程第5条第2項に定める日に毎月支給する。

(日割計算)

第5条 新たに理事長に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 理事長が退職し、又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。

3 理事長が死亡により退職した場合には、その月までの報酬を支給する。

4 第1項又は第2項の規程により報酬を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬の額は、その月の現日数から土曜日、日曜日及び祝日の日数を差し引いたに数を基礎として日割によって計算する。

(通勤に要する費用)

第6条 通勤手当に要する費用については、実費を弁償する。

(退職慰労金)

第7条 理事長が退職し、解任され又は死亡したときは、理事会の議決を経て退職慰労金を支給することが出来る。

(端数の処理)

第8条 この規程により計算した額に50銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。(実施に関し必要な事項)

(その他の報酬)

第9条 理事・監事・評議員は無報酬とする。

ただし、会議等出席経費は、旅費相当額として1回につき一律10,000円(税抜き)とし、これを超えた場合は、旅費規程により支給する。

(実施に関し必要な事項)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成16年1月1日から施行する。
- 2 役員給与規程（平成16年1月1日から施行）は、これを廃止する
- 3 平成22年3月25日一部改正（第9条）
- 4 平成25年1月 1日一部改正（第9条）